

第4章 利用ゾーニング案に対応した施設整備のあり方の検討

1. 施設整備・管理水準の基本的な考え方

(1) 施設整備・管理水準検討に向けた前提条件の整理

① 自然公園等事業技術指針における基本方針

「自然公園等事業技術指針（平成25年7月）」においては、豊かな自然環境の保護とともに、自然との豊かなふれあいの推進のため重要な役割を果たすため、「生物多様性の確保や自然環境の保全」「自然体験・自然環境学習を实践する場や機会の拡大」「安全かつ適切な利用の促進」「魅力ある風景づくりの推進」「豊かな自然を誰もが楽しむためのユニバーサルデザインの推進」の5点を自然公園事業の基本的方針として掲げている。

II-1-2 自然公園の事業の基本的方針

生物多様性の保全及び維持可能な利用の推進、ユニバーサルデザインの推進、観光立国の実現といった国の方針や自然公園に求められる新たなニーズや視点を踏まえて、自然公園の事業は、保護及び適正な利用に資する施設（ハード）の整備に加え、その適切な維持管理を実施するとともに、自然環境学習や適確な情報発信などの運営活動（ソフト）を合わせて実施することが重要である。それにより、自然公園の事業は、豊かな自然環境の保護とともに、自然との豊かなふれあいの推進のため重要な役割を果たすべきであり、そのための基本的方針として次の点を挙げる。

1 生物多様性の確保や自然環境の保全

生物多様性国家戦略 2012-2020 においてわが国の生物多様性の屋台骨としての役割を持つと位置づけられている自然公園において、生物多様性を確保することは国際的にも重要な課題であるといえる。

そのため、自然再生や生態系維持回復のための施設の整備等を進めることが重要であり、順応的な取り組みやモニタリング等の実施のための仕組みを整えつつ実施する。なお、こうした事業の実施にあたっては、地域の多様な主体が参加・連携して取り組むことが重要であり、事業実施後の維持管理のことも視野に入れて実施することが重要である。

また、歩道、特に登山道は周辺自然環境の保全を前提に整備すべき施設であるなど、公園の利用に伴う生態系への影響を減少させ、最小限にするための施設の整備を実施する。自然公園の施設は堅固な構造物が適さないことが多く、厳しい気象等の条件があることから、地域の関係者とも協働して適切に維持管理が行われることがこうした機能を発揮するためには重要である。

2 自然体験・自然環境学習を实践する場や機会の拡大

自然と共生する社会の実現に向けて、国民一人ひとりが、自然を体験し、自然が人類に与える恵みを理解し、自然を大切に思う気持ちを育むことが大切である。そのため、豊かな自然環境を有する自然公園において、自然体験や自然環境学習のフィールドとなる場における施設の整備を行うとともに、多様な主体による整備した施設を活用した活動（プログラム）の実施を推進する。

特に、自然再生等により生物多様性の保全を推進している場所においては、そうした取り組みを踏まえて、自然のしくみや人間と自然との関係を伝える自然環境学習をはじめとする普及啓発

の実施に努める。

3 安全かつ適切な利用の促進

自然公園には、非常に多くの利用者が自然とのふれあいを求めて訪れている。これらの利用者は、原生的な自然の体験を求める者から手軽に自然の風景を楽しむことを目的とする者まで様々である。

そのため、これらの利用者が安全に施設を利用して自然とのふれあいを楽しむことができるよう、自然環境への影響に配慮しつつ、各施設に求められる安全のレベルに応じた施設の整備を進める。その際、老朽化等の施設の状況の変化に対応できるよう点検、補修等の維持管理について、地域の関係者の協力も得て適切に実施することが必要である。

また、多くの利用者が一時期に集中するなど過剰な利用が見られる場所や適切に自然公園を利用するための利用者のマナーの改善等が必要な場所においては、マイカー規制や情報提供等のソフト面での対策に連携して、適切な利用を促進するための施設の整備を推進する。

4 魅力ある風景づくりの推進

自然公園は、「優れた自然の風景地の保護と利用」を目的としており、魅力ある風景・景観を保護し、利用者に提供することが基本であるといえる。自然体験等の活動が活発になった現在においても多数を占める通過型の利用者や、散策して風景を楽しむ利用者にとって自然公園の自然と接する重要なポイントであるといえる。また、近年では、ジオパークをはじめ、特徴ある景観・資源に着目して、利用者に提供するような取り組みも見られる。

そのため、自然公園を訪れた利用者に対し、良好な景観を提供するための視点場や、視対象となる自然的文化的資源について、魅力的な風景づくりを計画する観点から施設の整備を推進する。その際には、地域の関係者の協力も得て、魅力ある風景を継続的に提供するための維持管理を適切に実施することが必要である。また、魅力的な風景を利用者に楽しんでもらうための解説や情報提供を併せて実施することが重要である。

5 豊かな自然を誰もが楽しむためのユニバーサルデザインの推進

自然公園では、優れた自然風景の保護が求められることに加え、急峻な地形や厳しい気象条件等の制約があり、都市部におけるユニバーサルデザインと同一の考え方、整備基準等をそのまま適用することは困難である。一方で、自然公園には外国人や高齢者など様々な利用者が多数訪れており、その場所の自然や利用の状況に応じて、集団施設地区をはじめとする必要な場所においては、“優れた自然から誰もが感動や喜び、安らぎを得られる環境づくり”をユニバーサルデザインの採用により実現することが重要となる。

そのため、様々な利用者が豊かな自然環境と適切な形でふれあうことができるように、国立公園の主要な利用拠点において、自然環境の状況に応じた施設のバリアフリー化を推進するとともに、観光立国推進基本計画にも対応しつつ、我が国を訪れる外国人が日本の美しい自然環境にふれ、我が国の生物多様性保全への取り組みに対する理解を促進するためにも、国立公園施設の標識や自然解説等について多言語表示を進める等ユニバーサルデザインに配慮した取り組みの強化を図る。

なお、自然公園においては、施設の整備によって魅力の本質である自然環境や風致景観を損ねたりすることがないように、ハードでの対応は自然資源を損なうおそれのない範囲にとどめ、施設整備で対応できない部分はソフトの工夫で対応することが基本となる。

これらの基本の方針に基づき、よりよい自然公園の事業を行うため、整備される施設の質の向上を図っていくことが重要である。そのためには、自然公園の施設の整備を実施する行政の技術者の能力の向上を図るとともに、経済的合理性を考慮しつつ、能力の高い調査・設計・施工の業者との協働を図る必要がある。その際、自然公園の施設の整備においては、魅力ある風景づくりや高いレベルの生態系の保護が求められることを踏まえ、風景や生態系などの専門的知見を有する専門家を活用することも重要である。

また、整備した施設においては、利用者の満足度を高め、安全で快適な利用の促進の観点からの管理運営の充実を図ることが重要である。

特に、国立公園の中核的施設である博物展示施設（ビクターセンター）等の一体的・効率的な管理運営、現場に即した創意工夫や有料サービスを含めたサービスの範囲の拡大等、きめ細やかで質の高い管理運営を、国立公園に密着した活動を行い周辺の自然環境等にも精通している団体を適切に活用することにより、当該地域の自然環境や利用者等の状況を踏まえた質の高いサービスの提供を推進することが必要である。

出典：環境省「自然公園等施設技術指針」平成 25 年 7 月、第 1 部 自然公園の事業を進めるに当たっての基本的考え方 より抜粋

② 山岳地域における施設整備・管理水準の考え方

自然公園等の山岳地域においては、トレッキング利用、登山利用、挑戦型利用等、利用形態に応じて利用者が求めるものは異なっており、その場の利用形態に応じて、公園管理者による保全・整備の内容や、整備水準、管理水準はおのずと異なってくる。

利用者が求めるもの、管理者に求められることとしては、①自然環境保全の要請、②快適な利用の要請、③安全な利用の要請の 3 つが指摘されているが、これらは相互に相反する面もあるために、公園管理者として調整していくことが必要になる。ゾーン毎の施設整備・管理水準の考え方は、この 3 者のどれに重点をおくか、そのバランスのとり方によって決まってくると考えられる。したがって、ゾーニングに基づいて施設整備・管理水準の考え方を適用するにあたっては、利用形態だけでなく、その場所の自然条件その他の要因によって左右されることになる¹。

（2）管理責任及び自己責任の考え方

山岳地域の利用における管理責任及び自己責任の考え方については、「山岳地域の保全・利用計画策定のためのガイドライン骨子案（平成 24 年 3 月、環境省自然環境局）」において、下記のようにまとめられている。

II-2 管理責任、自己責任の考え方

- ・自然公園における管理者の責任は、公園の指定者、管理者（当該地域の自然を保全し、適正な利用を推進する地域として指定したもの）が当然に負う、自然環境の保全と適正な利用を確保する責務である。これは、区域指定等による規制、利用施設の整備、利用者への指導や情報提

¹ 環境省自然環境局「平成 23 年度総合的山岳保全対策推進事業実施業務報告書」、99 頁

供等を手段として、①自然環境保全の要請、②快適な利用の要請、③安全な利用の要請という3種類の要請を調整しつつ果たされる。ここでは、この責務の一環として、公園の指定者、管理者が安全な利用の要請に対応する責務、とりわけ主に施設等の安全委関わる責務を「管理責任」という。

- ・この責務は、第一義的には公園指定者、管理者が負うものであるが、情報提供等については土地所有者（国有林等）、遭難予防者（警察等）、来訪誘導者（観光関係）もそれぞれの立場で関係する。
- ・また適正な利用を確保する責務は、国民の共通の財産として利用者も負うものである。ここでは、この責務の一環として利用者自らが安全な利用を図る責務、とりわけ主に施設等を安全に利用する責務を「自己責任」という。
- ・利用形態に応じて求められる「管理責任」が異なり、求められる管理水準にグラデーションがあるように「管理責任」にもグラデーションがある。
- ・山域利用においてはあらゆる場所で「自己責任」に基づく利用がなされるべきであるが、「自己責任」が期待される程度は利用形態や場所によって変化するものと考えられ、その変化は「管理責任」の大きさとは半比例する。
- ・施設整備の水準を「管理責任」に応じて変えていくことが重要（すなわち「管理責任」は整備水準、管理水準に連動して変化する。
- ・自然公園の安全な利用に係る「管理責任」と「自己責任」との線引きについては、営造物責任（国家賠償法）等の裁判例において、管理者が責任を問われる場合と問われない場合との区別が参考になる。
- ・営造物責任等は諸般の事情を総合考慮した具体的個別的な判断であるために、一律の線引きはできない。しかし、これを参考にして考え方の基礎となるものを現場の関係者が共有し、利用者に事情を説明できるようにしておくことが重要。
- ・「管理責任」は主に利用施設等の安全性を維持する責任であるが、全く施設等がないゾーンであっても、自然環境の保全と適正な利用を確保する責務の一環として、適切な情報を伝えること等が求められる。

出典：環境省自然環境局「平成23年度総合的山岳保全対策推進事業実施業務報告書」、99-100頁より抜粋

（3）施設整備・管理水準設定後の留意点

施設整備・管理水準を設定しても、野生生物の危険性や気象条件の変化への対処等、偶発的な問題が生じ、上記の要請への対応が完結しない場合も想定される。この場合には、利用者側の主体的な対応に期待することになるため、「登山の心得」等の形で、ビジターセンター等の拠点施設において適切なメッセージを発信することが必要になる。（例えば、大雪山の事例では、登山管理水準の検討結果は「登山者の心得」という形で利用者に公開されている。）

また施設整備・管理水準を設定した後も、利用者数や利用形態等の利用状況が変化することも考えられるため、その場合は、現場で柔軟に対応できるようにしておくことが必要である¹。

¹ 環境省自然環境局「平成23年度総合的山岳保全対策推進事業実施業務報告書」、99頁

2. 抽出地域の特性と利用上の課題

施設整備・管理水準の基本的な考え方を踏まえ、第3章で作成した利用ゾーニング案の7区分について、抽出エリアの概況と利用の特性、利用上の課題をとりまとめ、施設整備・管理水準の考え方について検討した。

(1) 原生的自然環境保全・登山トレッキング利用ゾーン

1) 地域概要と利用者の特性

「原生的自然環境保全・登山トレッキング利用ゾーン」としては、現在の対象地域の利用の中心地となっている東大台及び西大台や、和佐又山周辺の地域が抽出された。

これらの地域は、ブナ、ウラジロモミ、トガサワラ等の原生的な自然環境を有しながら、大台ヶ原ビジターセンター、大台ヶ原山上駐車場や和佐又ヒュッテ等、利用の拠点となる施設が分布しており、アクセスが容易である。また東大台周回線歩道や苔探勝路は、歩道や木道が整備され、比較的軽装備の「トレッキング利用」が可能な地域となっている。一方で、現在、通行止めとなっている筏場大台ヶ原線のように登山道の脆弱性が高く、一定の装備や登山技術が必要な地域は、「登山利用」地域と位置付けられる。このように当地域では、登山からトレッキングまで、幅広い利用形態が見られる。

また、これらの地域の自然公園の地種区分をみると、AA1：東大台、AA2：西大台、AA3：三津河落山周辺は、ほぼ全域が特別保護地区に指定されている。なおAA2：西大台のほぼ全域が西大台利用調整地区となっている。AA4：筏場大台ヶ原線周辺は一部が特別地域であり、AA5：林道小処線周辺とAA6：和佐又山は、ほぼ全域が普通地域となっている。

表 4-1：「原生的自然環境保全・登山トレッキング利用ゾーン」の主な抽出地域

| 主な抽出地域 | 地域の概要 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| AA1：東大台 | <ul style="list-style-type: none"> 対象地域内の利用中心地であり、山上駐車場からのアクセス容易。貴重なトウヒ林やシナノキの巨木あり。 木道、階段等が整備され、自然観察会も定期的実施 |
| AA2：西大台 | <ul style="list-style-type: none"> 対象地域内の利用中心地であり、山上駐車場からのアクセス容易。 貴重なブナ林、ウラジロモミやミズナラの巨木あり。利用調整地区制度による普及啓発が実施 |
| AA3：三津河落山周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 大和岳・如来月・巴岳・川上辻・ナゴヤ谷を含む、ドライブウェイ北側の範囲。 自然環境の貴重性・多様性が高い。 山上駐車場からのアクセス容易ながら原始的な雰囲気が残る。山上駐車場を拠点とした利用が可能。 |
| AA4：筏場大台ヶ原線周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 大台辻から釜ノ公谷吊り橋の区間。 三十三荷周辺にはトガサワラ巨木が見られ原生的な雰囲気である。 かつての参詣道「土倉路」の石積みも見られる。決壊での通行止など脆弱性が高いため登山道の保全が必要。 |
| AA5：林道小処線周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 植生区分数が多く、多様性が高いが、傾斜地、地すべり地形等、脆弱性が高く登山道の保全が必要。 小処温泉を拠点とした利用が可能。 |
| AA6：和佐又山 | <ul style="list-style-type: none"> 和佐又山口～笹ノ窟尾根～和佐又山周辺。 シキミーモミの自然林あり。 和佐又ヒュッテは大普賢岳等、大峰山系への登山口。 和佐又山ヒュッテを拠点とした利用が想定 |

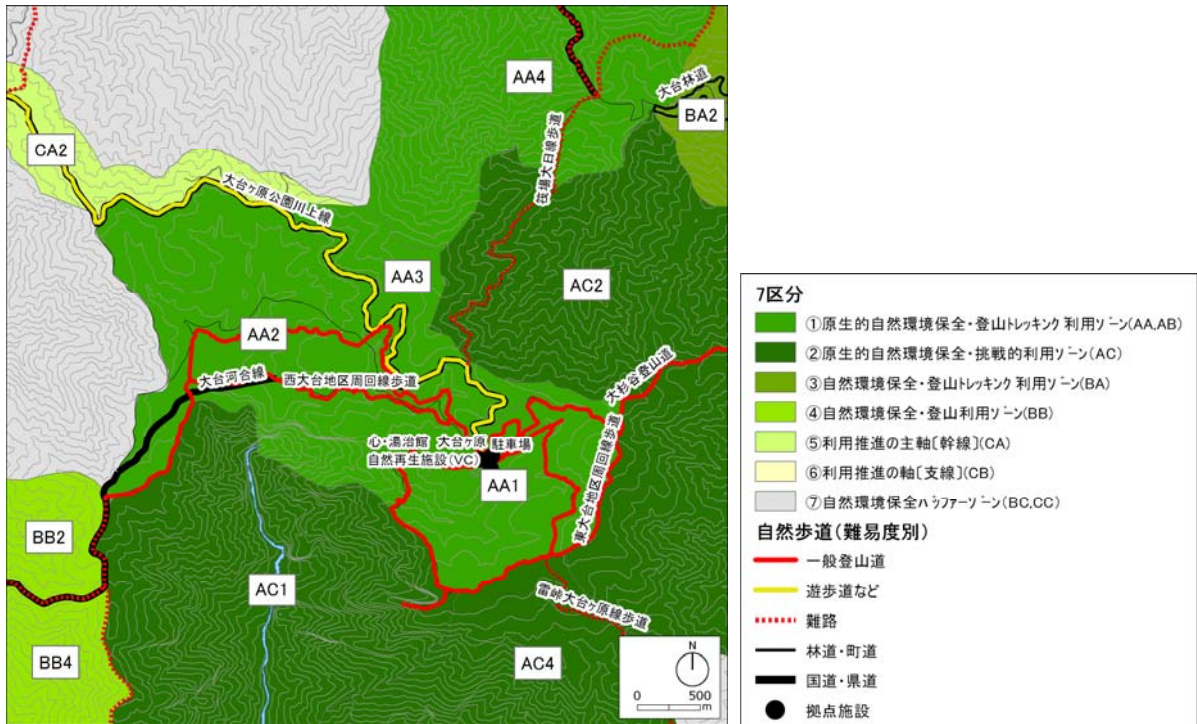


図 4-1 : 抽出地域 (AA 1 : 東大台、AA 2 : 西大台、AA 3 : 三津河落山周辺)

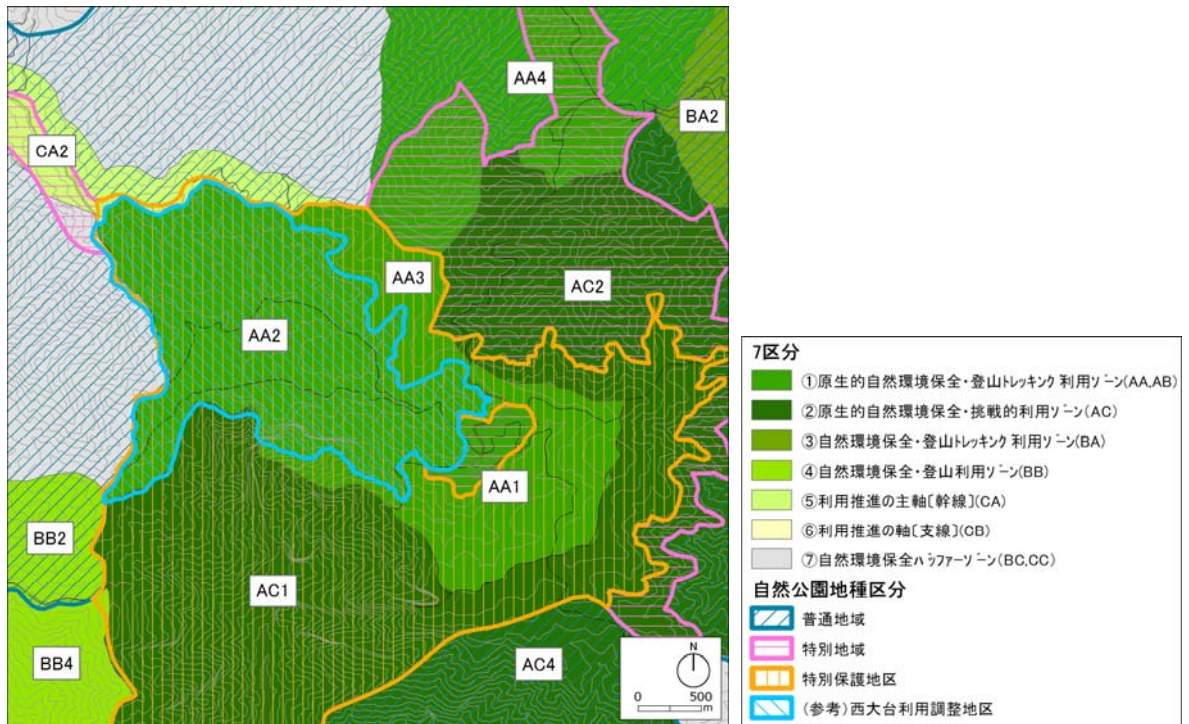


図 4-2 : 抽出地域 (AA 1 : 東大台、AA 2 : 西大台、AA 3 : 三津河落山周辺) と自然公園地種区分

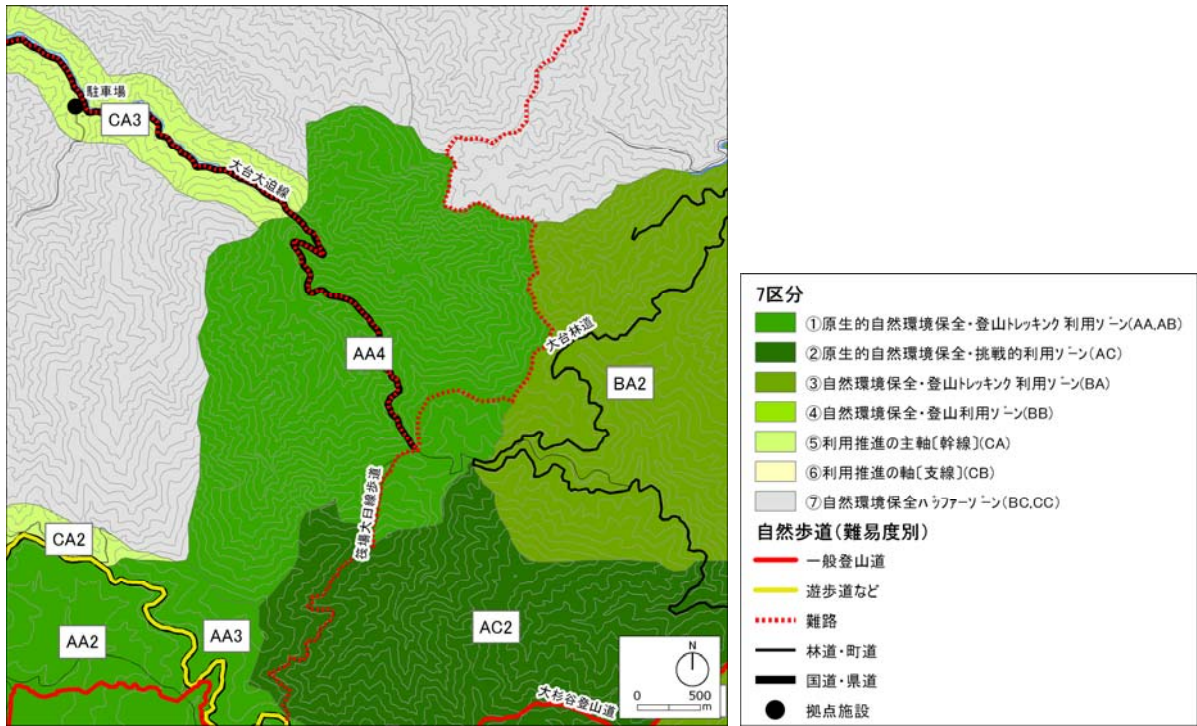


図 4-3 : 抽出地域 (AA 4 : 筏場大台ヶ原線周辺)

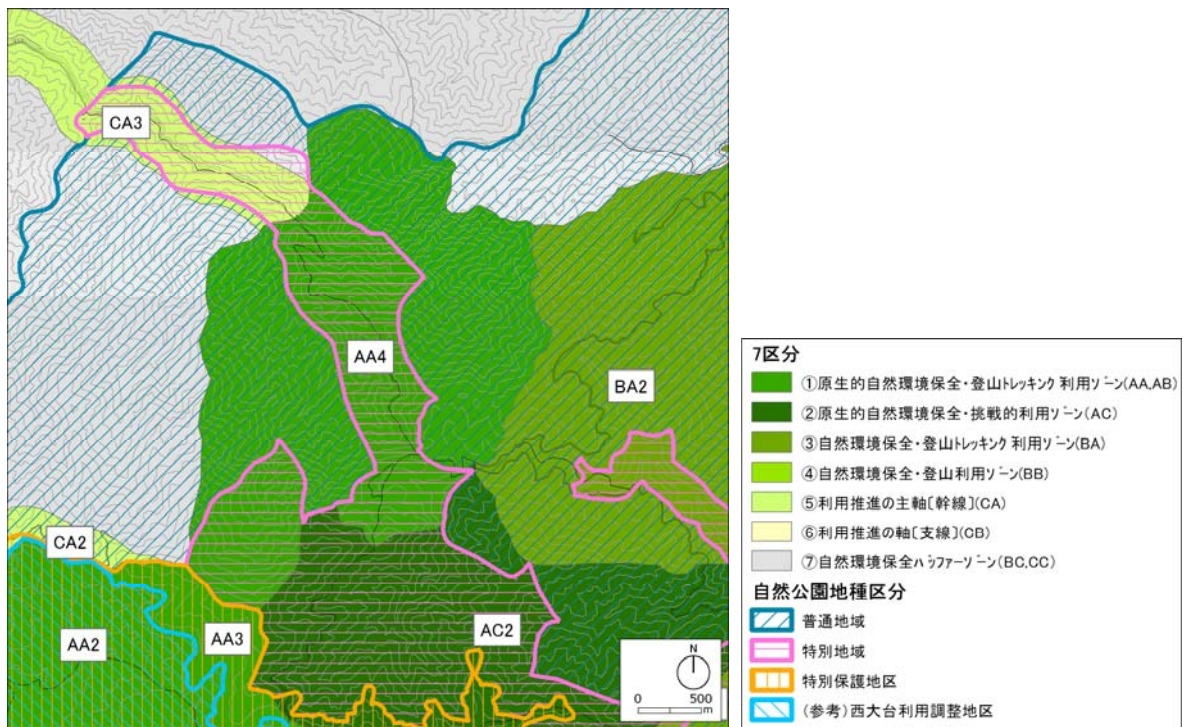


図 4-4 : 抽出地域 (AA 4 : 筏場大台ヶ原線周辺) と自然公園地種区分

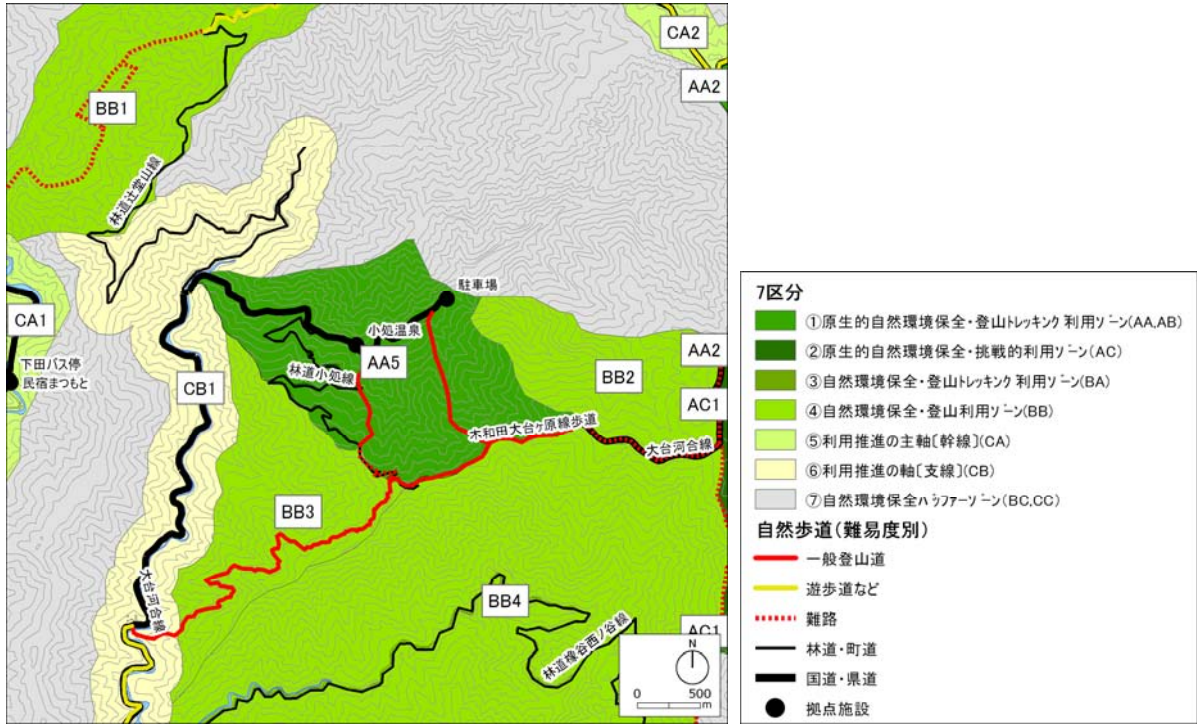


図 4-5 : 抽出地域 (AA 5 : 林道小処線周辺)

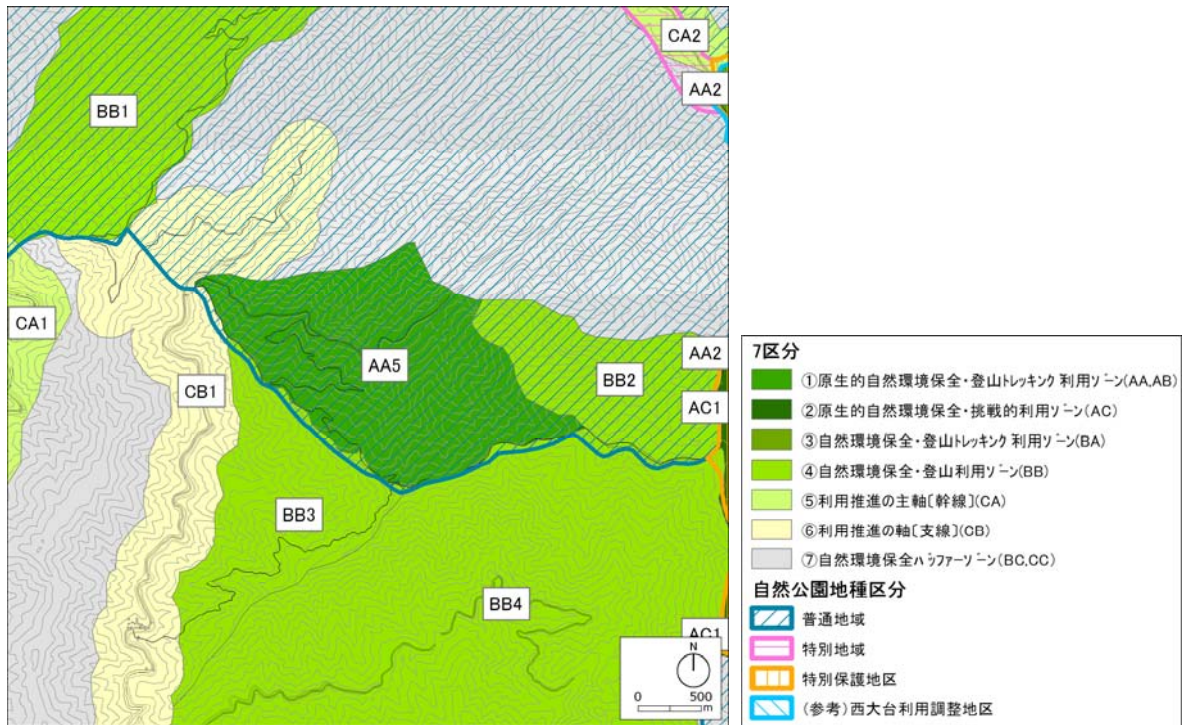


図 4-6 : 抽出地域 (AA 5 : 林道小処線周辺) と自然公園地種区分

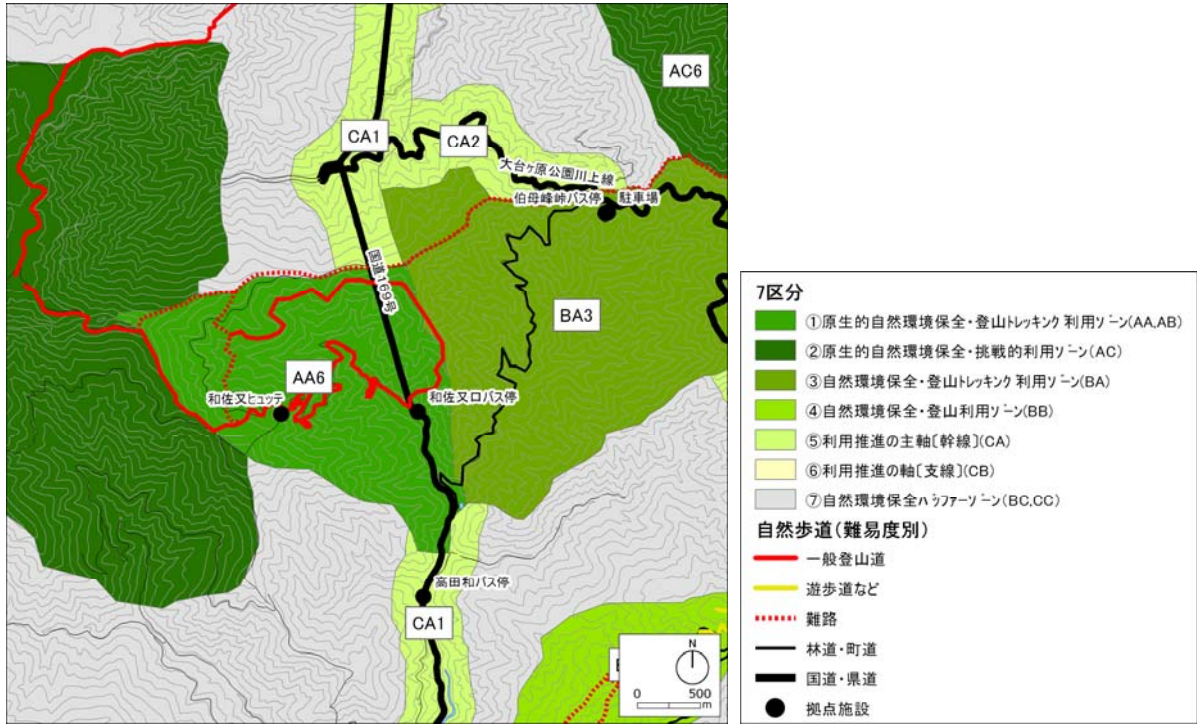


図 4-7 : 抽出地域 (AA6 : 和佐又山)

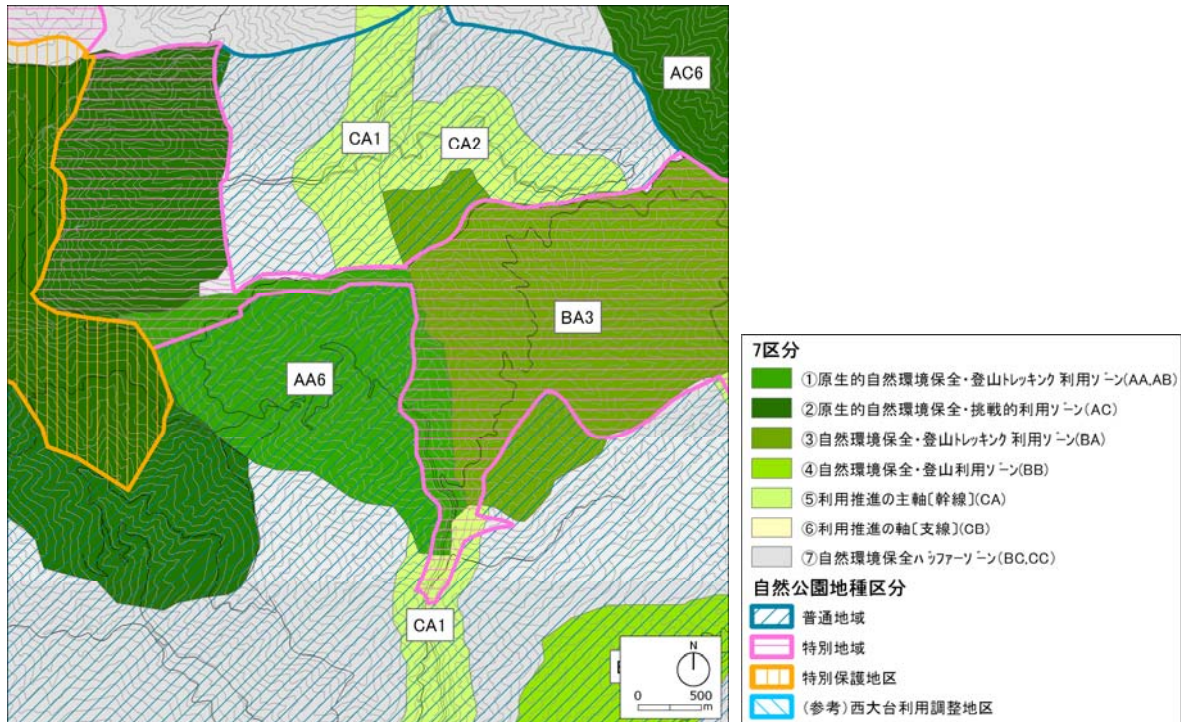


図 4-8 : 抽出地域 (AA6 : 和佐又山) と自然公園地種区分

2) 利用上の課題

当地域では、特に東大台において紅葉シーズンに利用者が集中し、歩道の混雑や大台ヶ原ドライブウェイの渋滞が生じている。歩道が混雑することで歩道外への踏み入れ等が起こり、浸食が進むほか、利用者にとっては静かに自然を楽しむ機会が失われる。またドライブウェイの渋滞は路肩駐車を誘発しており、周辺植生への影響、利用者の安全性確保の面から問題である。

3) 施設整備・管理水準の考え方

当地域において歩道整備を図る際には、地形条件に適応させるとともに、幅広い利用現況に適した工法（土留工、水止工、排水不良地対策工、多自然型工法等）をきめ細かく選択する。

また、対象地域内で最も多くの利用者が訪れることから、利用者に質の高い自然体験の場を提供するために、普及啓発の場としてビジターセンターの展示内容や情報発信を強化していくことが必要である。

オーバーユースの問題に対しては、現在、混雑期を避けて平日利用を呼び掛けるキャンペーンや、公共交通利用促進キャンペーン等が実施されている。今後は自然環境への負荷の状況と利用状況に応じて、携帯用トイレブースやバイオトイレ等の導入を検討していくことが必要である。

(2) 原生的自然環境保全・挑戦型利用ゾーン

1) 地域概要と利用者の特性

「原生的自然環境保全・挑戦型利用ゾーン」としては、溪流遡行コースなどがある東ノ川上流、大杉谷線・上流部、難路とされる白崩谷などが抽出された。

当地域では、断崖絶壁や渓谷等、容易にアクセスができない地域が含まれるため、原生的な自然環境が残されており、宿泊を伴う縦走利用や溪流遡行など、利用に高度な登山技術・装備を要する「挑戦型利用」を主体とする。

また、自然公園の地種区分をみると、AC1：東ノ川上流の全域、AC2：大杉谷線・上流部の西側、AC3：大杉谷線・中下流部の大部分、AC4：白崩谷の一部分は、特別保護地区に指定されているが、AC5：風折川流域、AC6：黒谷（人目谷）は自然公園区域外となっている。

表 4-2：「原生的自然環境保全・挑戦型利用ゾーン」の主な抽出地域

| 主な抽出地域 | 地域の概要 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| AC1：東ノ川上流 | <ul style="list-style-type: none"> 東ノ川流域で、大蛇岳、千石岳、東ノ滝等の断崖絶壁あり。 林道終点から溪流遡行コースあり。利用には高度な登山技術が必要。 |
| AC2：大杉谷線・上流部 | <ul style="list-style-type: none"> 栗谷小屋～日出ヶ岳の区間。植生区分数が多く、多様性が高い。 傾斜地、地すべり地形等、脆弱性が高い。 利用形態は日出ヶ岳から大杉峡谷登山口に向かう縦走がほとんど。堂倉谷の渓谷遡行コースあり。 利用には高度な登山技術が必要。 |
| AC3：大杉谷線・中下流部 | <ul style="list-style-type: none"> 堂倉滝吊り橋～大杉峡谷登山口の区間。 我が国屈指の渓谷美で、天然記念物「大杉谷」に指定。 急傾斜での遭難事故多し。 利用形態は下り方向の縦走がほとんど。 桃ノ木小屋や栗谷小屋を拠点とした利用が想定。 |
| AC4：白崩谷 | <ul style="list-style-type: none"> 尾鷲辻・白崩谷・地倉山に囲まれる範囲。 ブナの自然林あり。 尾鷲道、雷峠大台ヶ原線は難路とされ、利用には高度な登山技術が必要。 |
| AC5：風折川流域 | <ul style="list-style-type: none"> 小椽川に注ぐ風折川流域で、ゼイロ山、奥畑山、荒谷峠、馬部谷山等を含む。 林道椽谷西ノ谷線につながる登山口から又剣山、竜口尾根を経て笹ノ峰にいたる登山道は難路。 急傾斜地で脆弱性が高い。 |
| AC6：黒谷（人目谷） | <ul style="list-style-type: none"> 大迫貯水池南側。植生区分数が多く、多様性が高い。 傾斜地で脆弱性が高い。 |

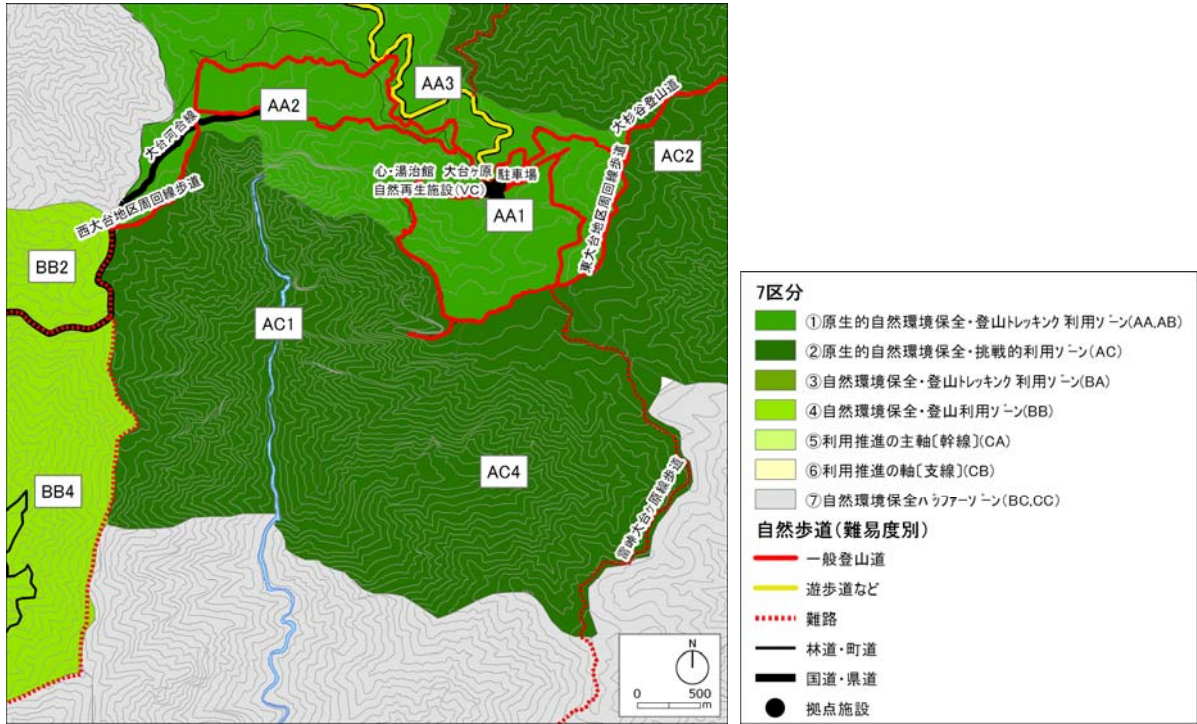


図 4-9 : 抽出地域 (AC 1 : 東ノ川上流、AC 4 : 白崩谷)

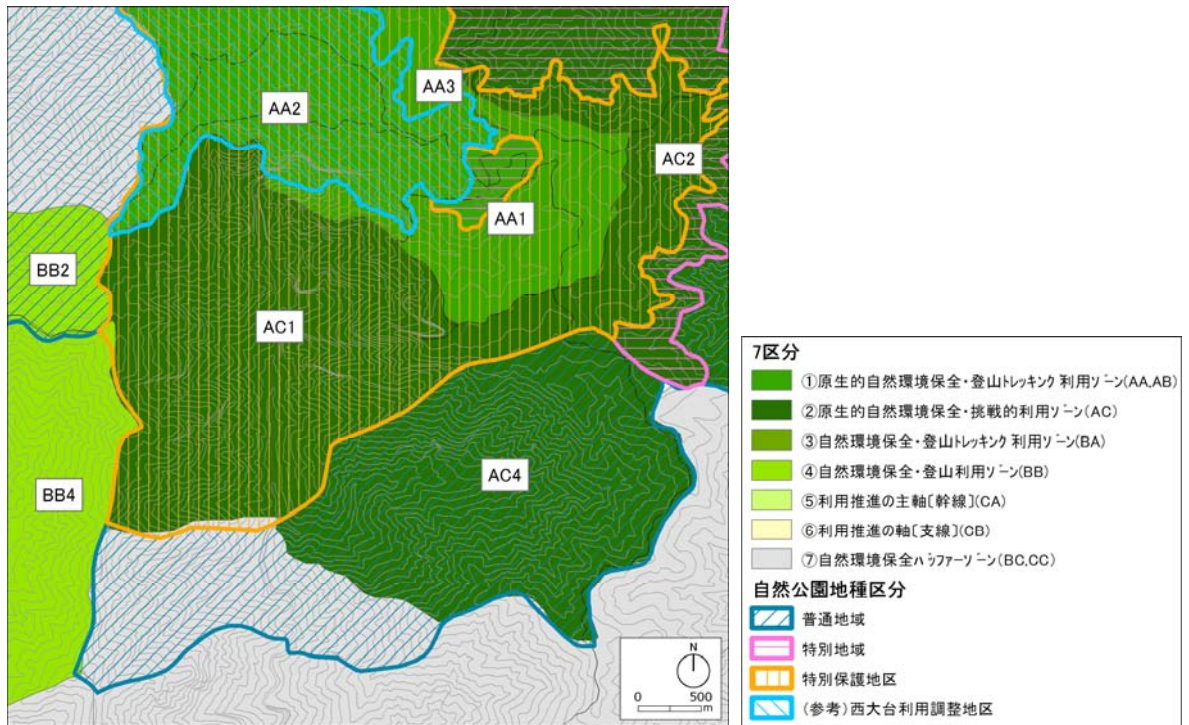


図 4-10 : 抽出地域 (AC 1 : 東ノ川上流、AC 4 : 白崩谷) と自然公園地種区分

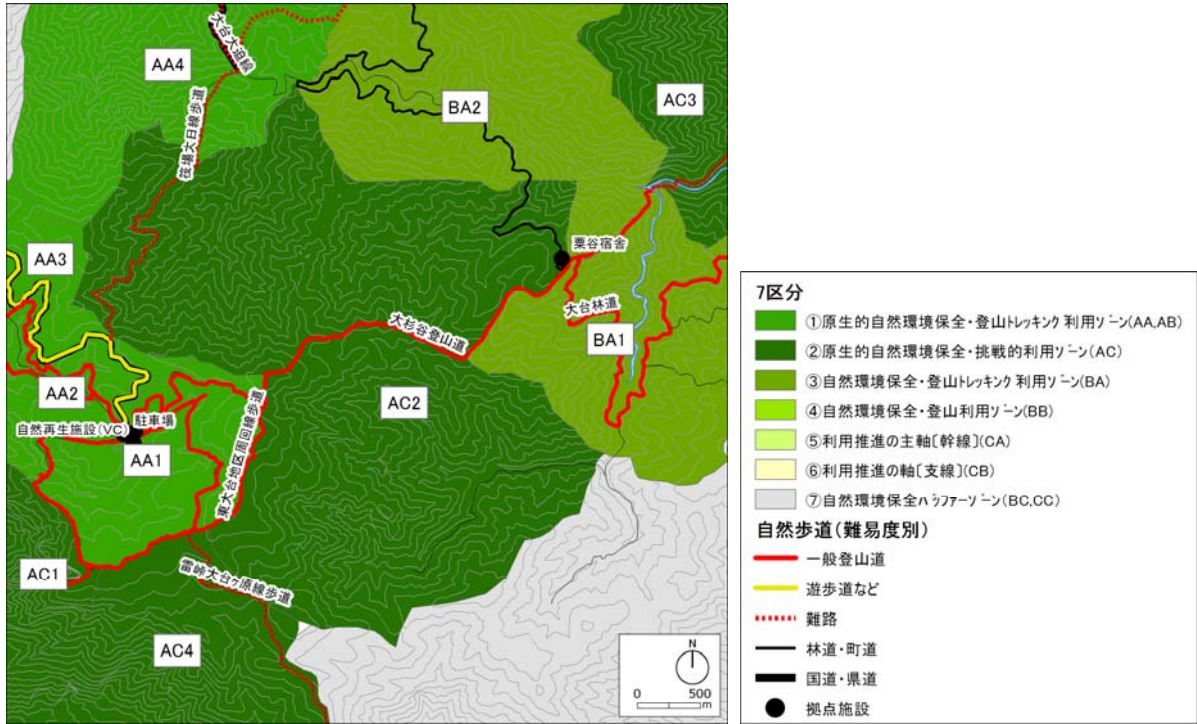


図 4-11 : 抽出地域 (AC2:大杉谷線・上流部)

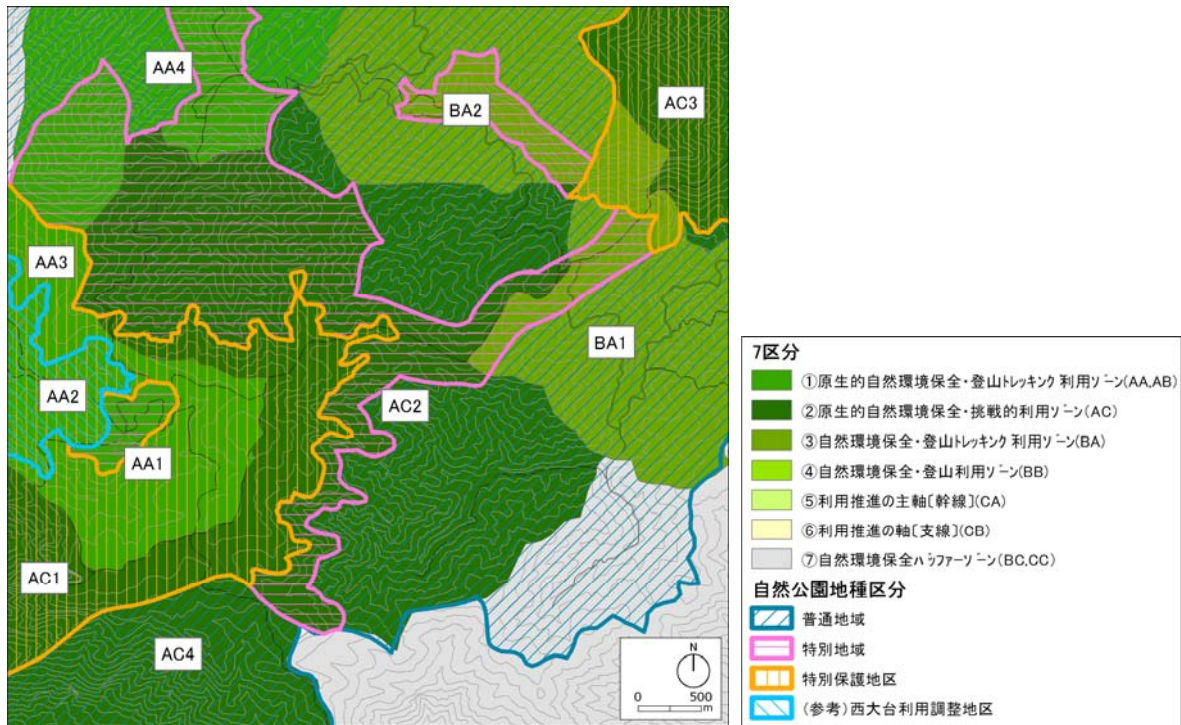


図 4-12 : 抽出地域 (AC2:大杉谷線・上流部) と自然公園地種区分

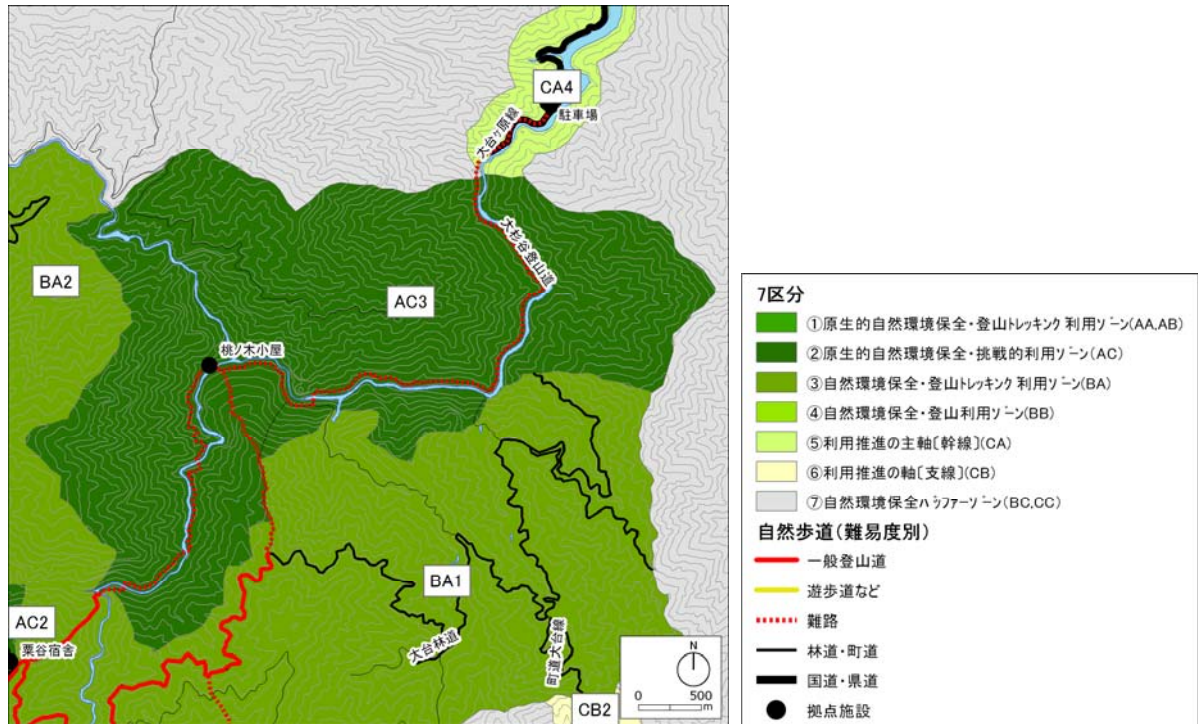


図 4-13 : 抽出地域 (AC3:大杉谷線・中下流部)

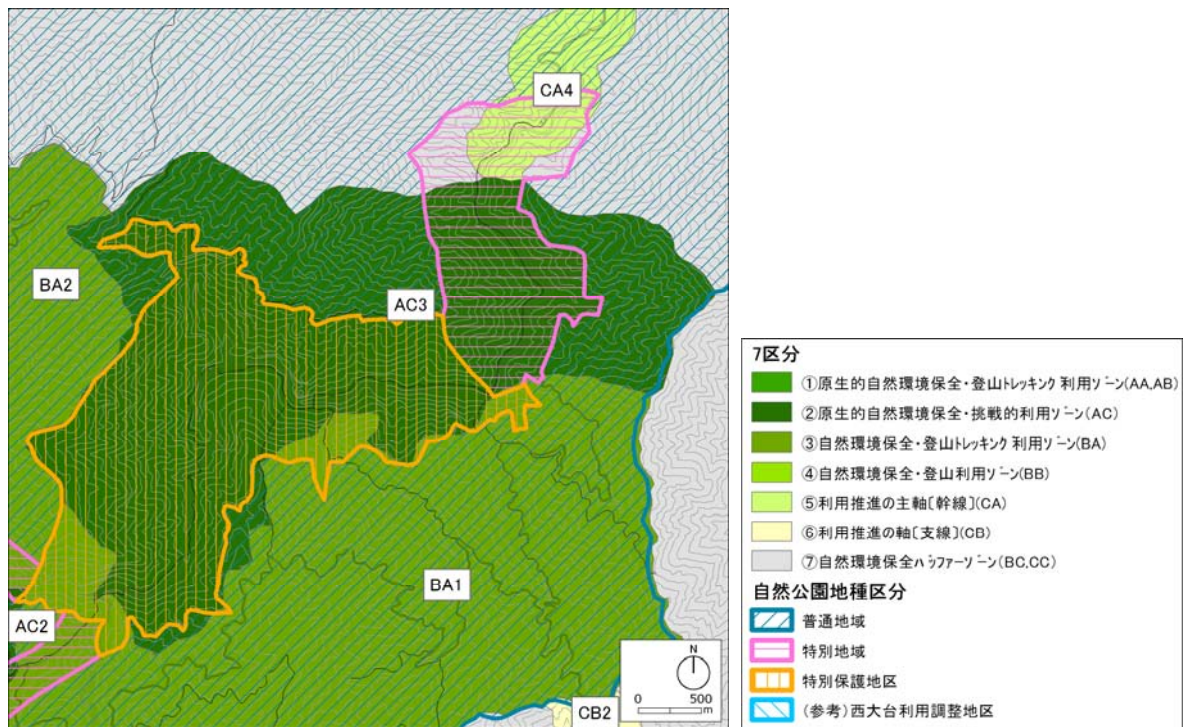


図 4-14 : 抽出地域 (AC3:大杉谷線・中下流部) と自然公園地種区分

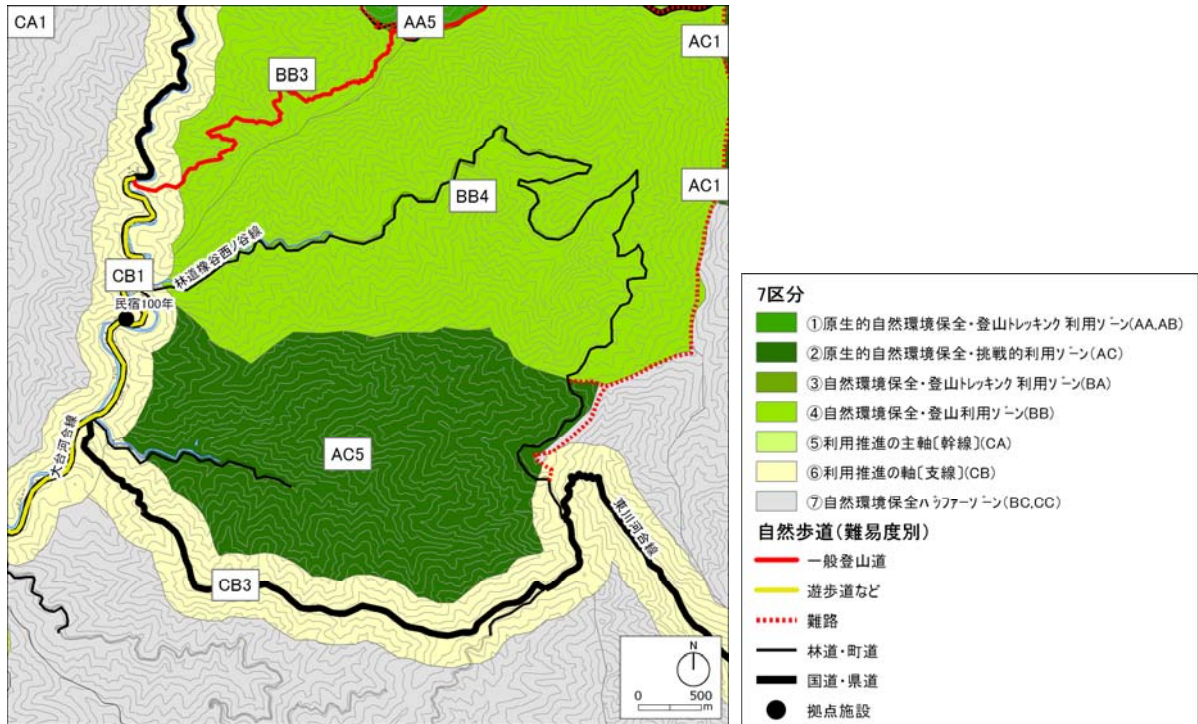


図 4-15 : 抽出地域 (AC5 : 風折川流域)

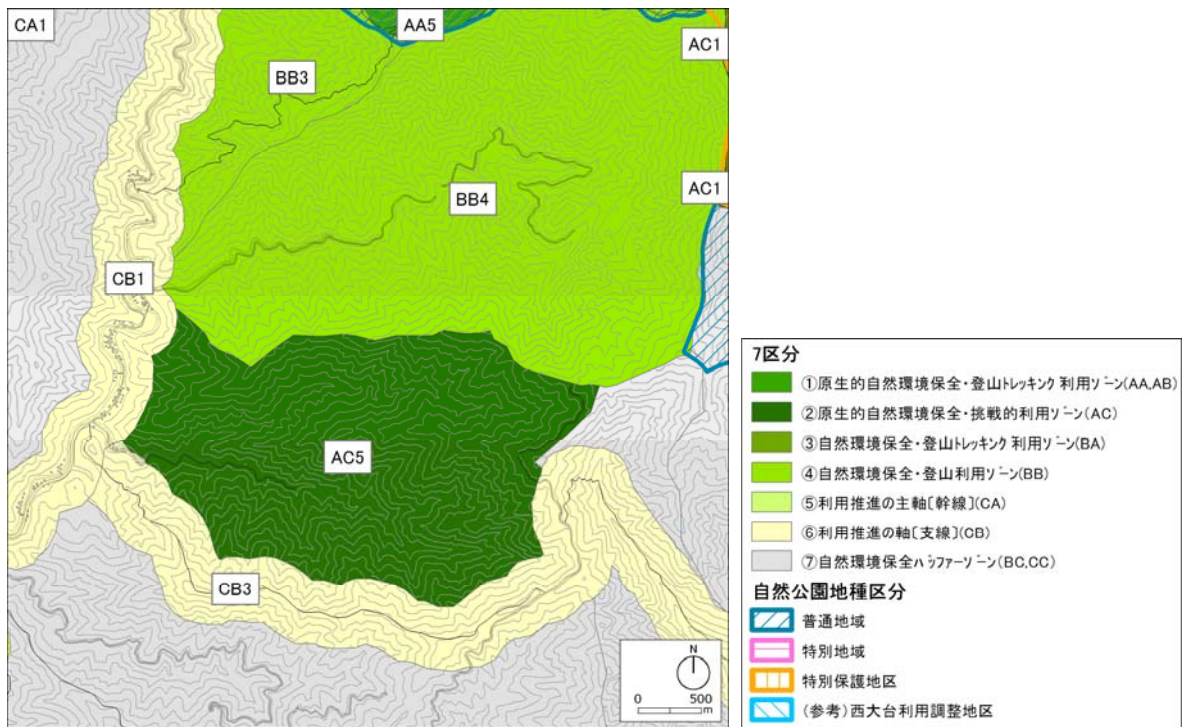


図 4-16 : 抽出地域 (AC5 : 風折川流域) と自然公園地種区分

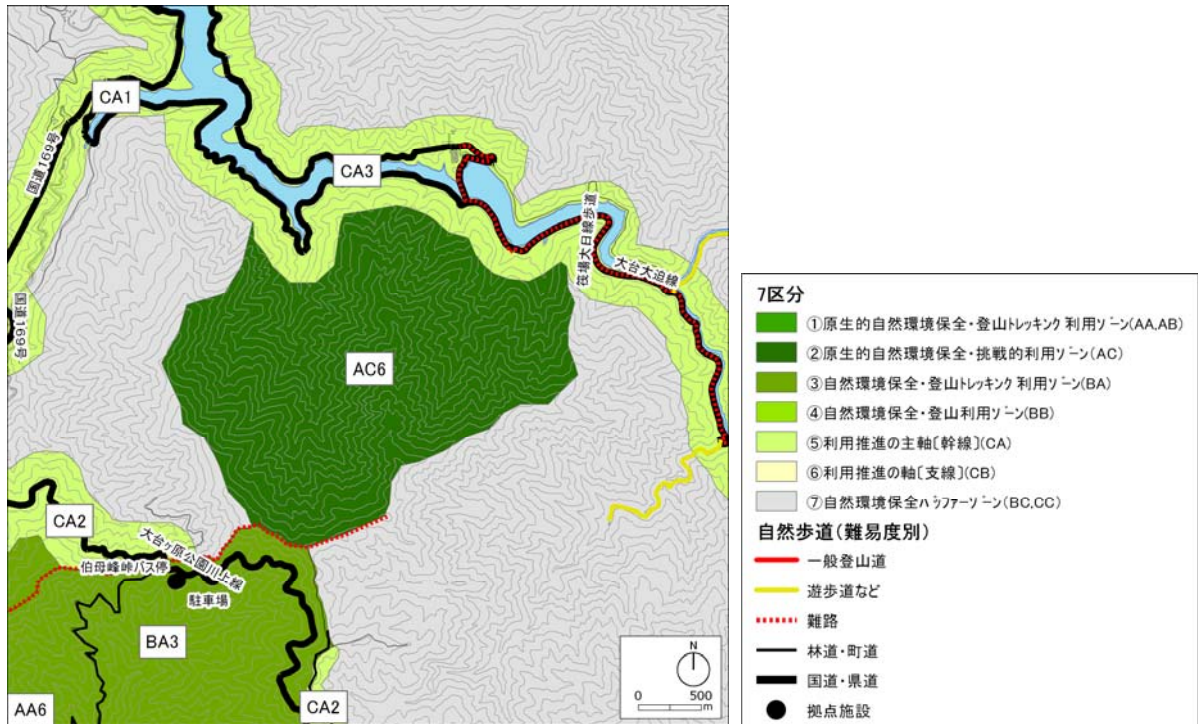


図 4-17 : 抽出地域 (AC6 : 黒谷 (人目谷))

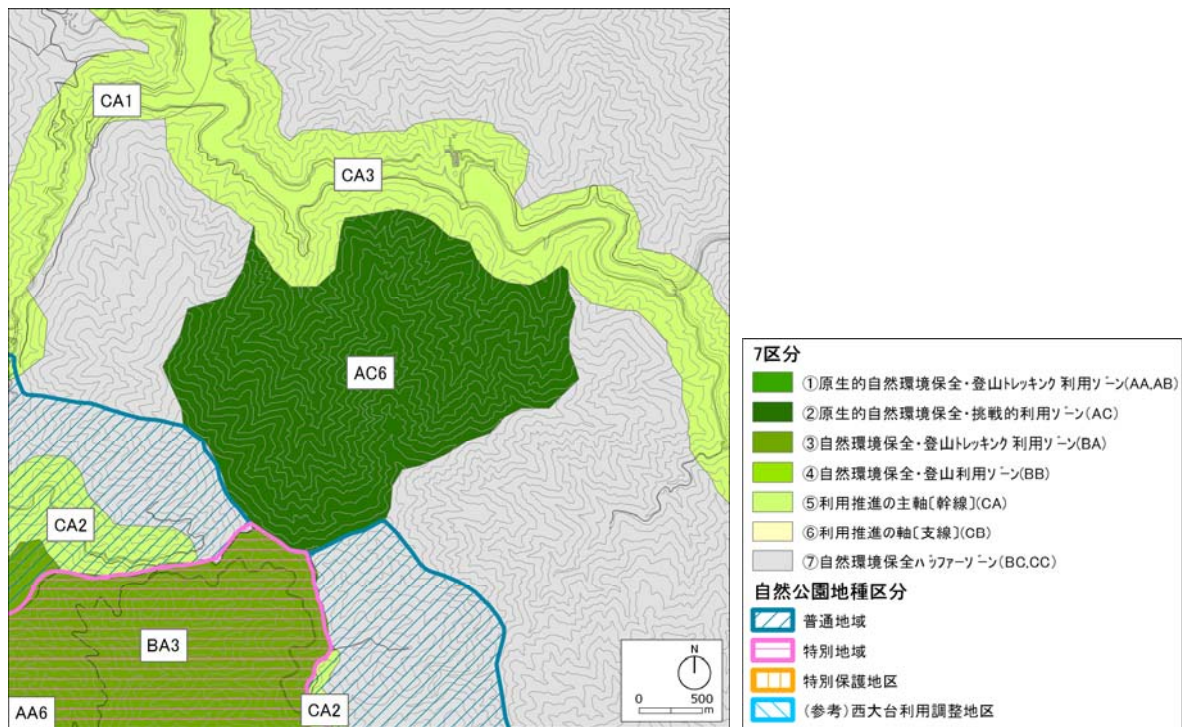


図 4-18 : 抽出地域 AC6 : 黒谷 (人目谷) と自然公園地種区分

2) 利用上の課題

当地域では、豪雨による大崩落や落石の発生等、登山道の脆弱性が課題となっている。とくに、溪流沿いの歩道は滑りやすいため事故が起こりやすいとされる。また、大杉谷登山道では、来春の全線開通を機に、利用者の増加が予測されるため、安全対策が必要としている。

3) 施設整備・管理水準の考え方

当地域では、原生的自然環境保全を第一義として、基本的に整備を行わない地域と位置付ける。歩道整備を行う際には、自然環境の改変を避け、人為的工作物や人為的改変の痕跡がない環境の維持・復元を図ることを主眼とする。

当地域において、利用上の安全性の確保は利用者の自己責任に委ねるが、地域特性、求められる特殊装備や危険箇所等の情報については、公園管理者が利用者に提供する。(なお対象地域の主要ルートの一つであり、今後の利用者増が見込まれる大杉谷登山道については、利用者の安全性確保のために最低限の整備を行うこととする。)

(3) 自然環境保全・トレッキング利用ゾーン

1) 地域概要と利用者の特性

「自然環境保全・トレッキング利用ゾーン」としては、大台林道の南側、北側、伯母峯峠周辺が抽出された。当地域は、貴重な自然環境を残しつつ、急傾斜が少なく、アクセス性も比較的良い地域となっている。現在はあまり利用されていないが、林道やドライブウェイを軸とした「トレッキング利用」が可能である。

また、自然公園の地種区分をみると、BA1：大台林道南側および BA2：大台林道北側の大杉谷線歩道周辺が特別保護地区に指定されており、BA2：大台林道北側のの一部と、BA3：伯母峯峠のほぼ全域が特別地域に指定されている。

表 4-3：「自然環境保全・トレッキング利用ゾーン」の主な抽出地域

| 主な抽出地域 | 地域の概要 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| BA1：大台林道南側 | <ul style="list-style-type: none">・千尋峠から栗谷小屋の区間。千尋ノ高、加茂助谷ノ頭、堂倉谷等を含む範囲。・大台林道の利便性から抽出。・周辺にブナ、ミズナラの自然林あり。・林道を軸とした利用を想定。 |
| BA2：大台林道北側 | <ul style="list-style-type: none">・栗谷小屋以北の区間で、西ノ谷、西谷高、狸峠等を含む範囲。・大台林道の利便性から抽出。・周辺にブナ、ミズナラの自然林あり。・栗谷小屋を拠点とした利用が想定。 |
| BA3：伯母峯峠 | <ul style="list-style-type: none">・七窪尾根・伯母峯峠・新茶屋谷等を含む範囲。・駐車場、ドライブウェイの利便性から抽出。・周辺にブナ、モミの自然林あり。・伯母峯峠駐車場を拠点とした利用が想定。 |

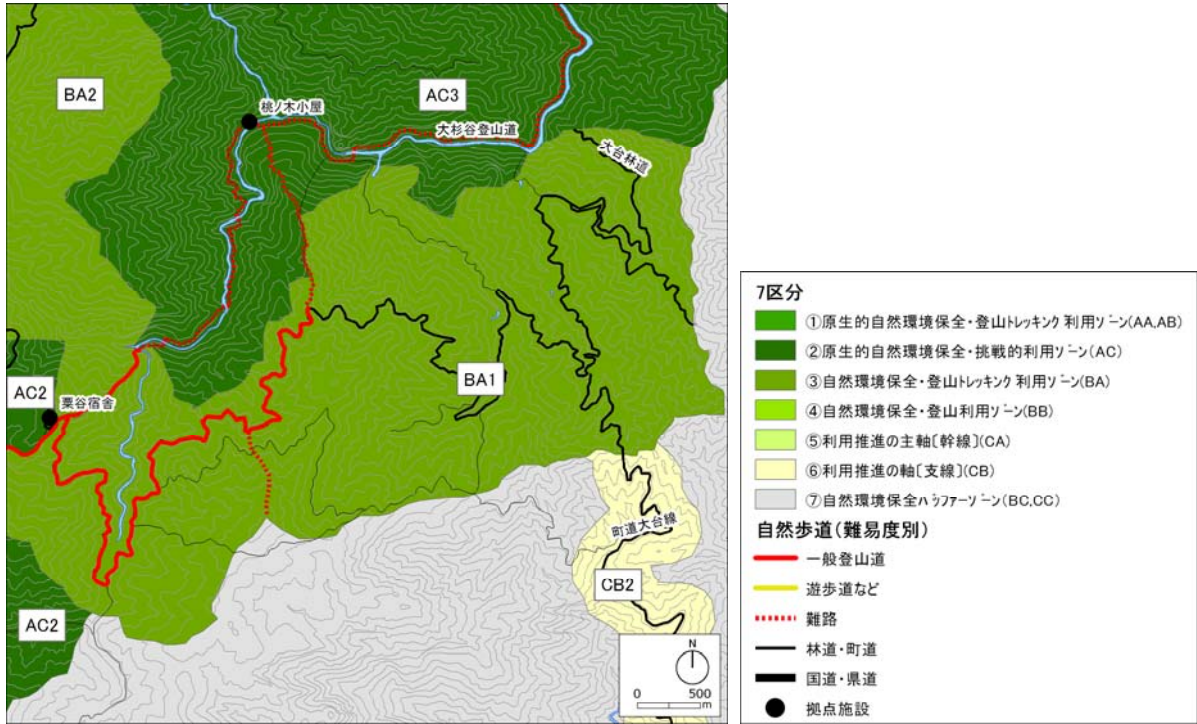


図 4-19 : 抽出地域 (BA 1 : 大台林道南側)

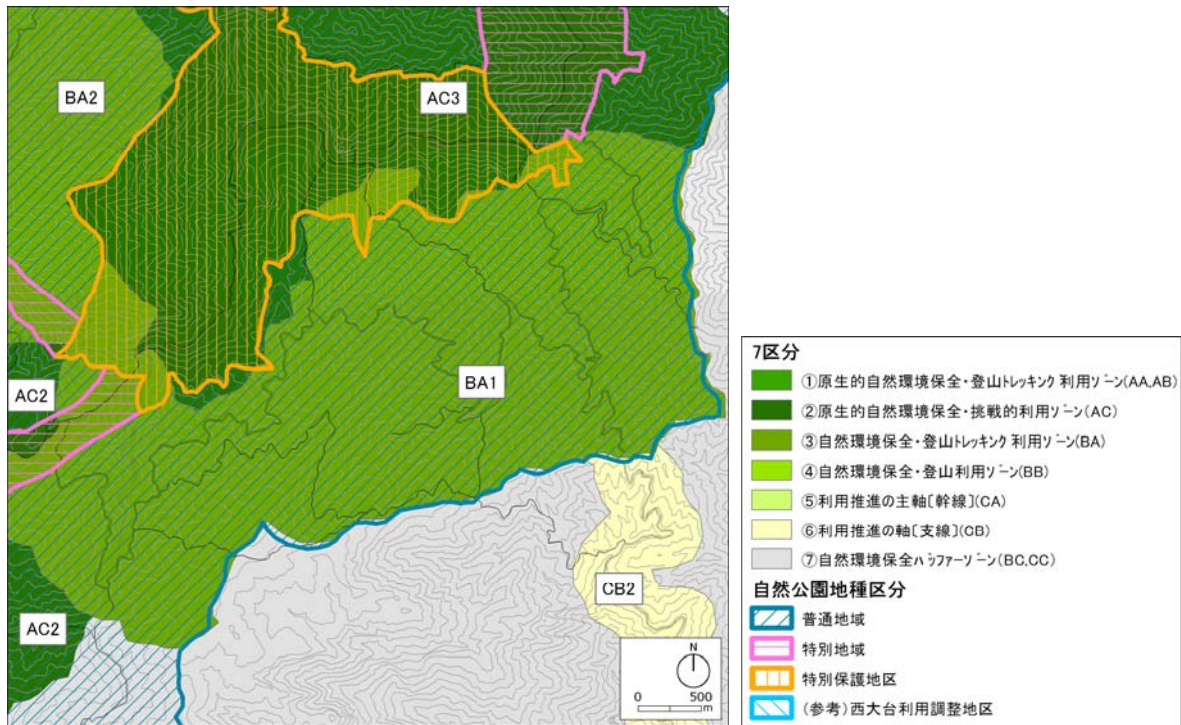


図 4-20 : 抽出地域 (BA 1 : 大台林道南側) と自然公園地種区分

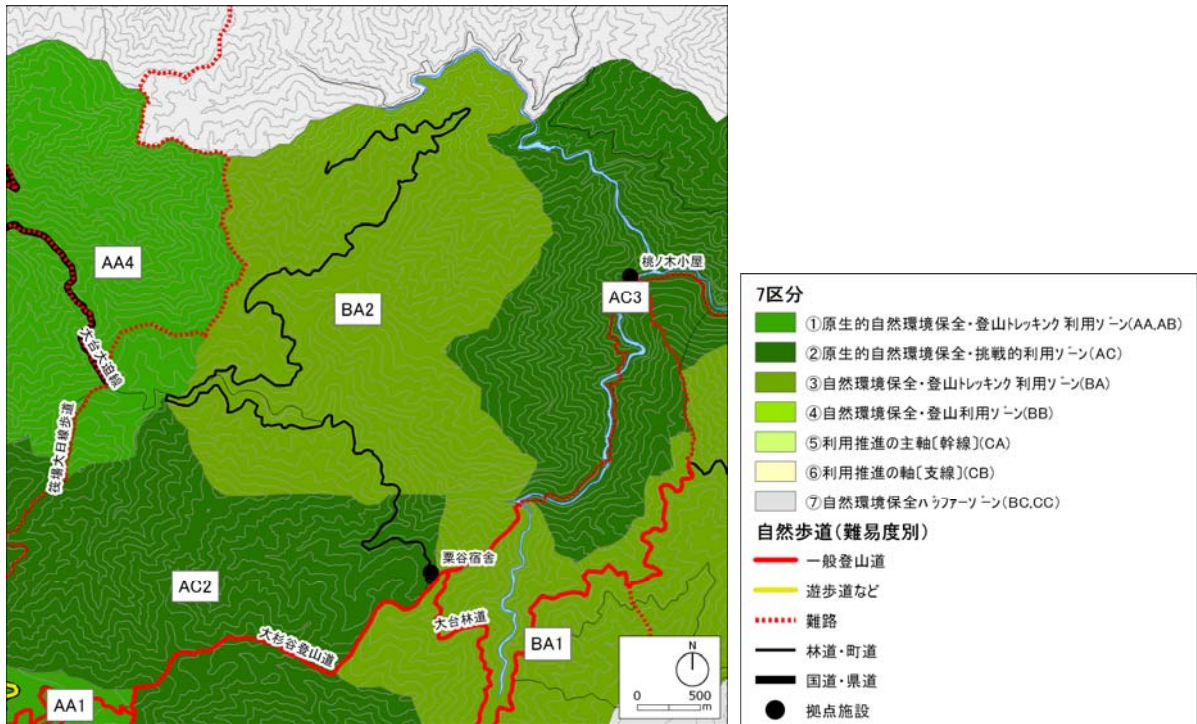


図 4-21 : 抽出地域 (BA 2 : 大台林道北側)

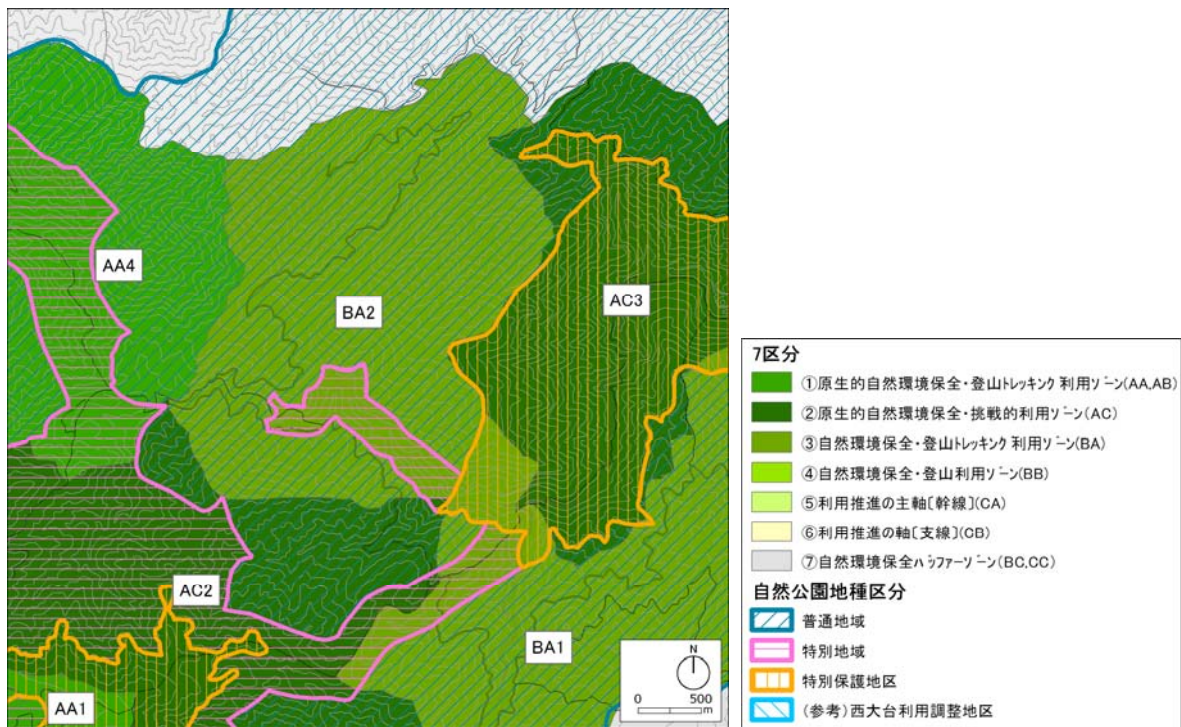


図 4-22 : 抽出地域 (BA 2 : 大台林道北側) と自然公園地種区分

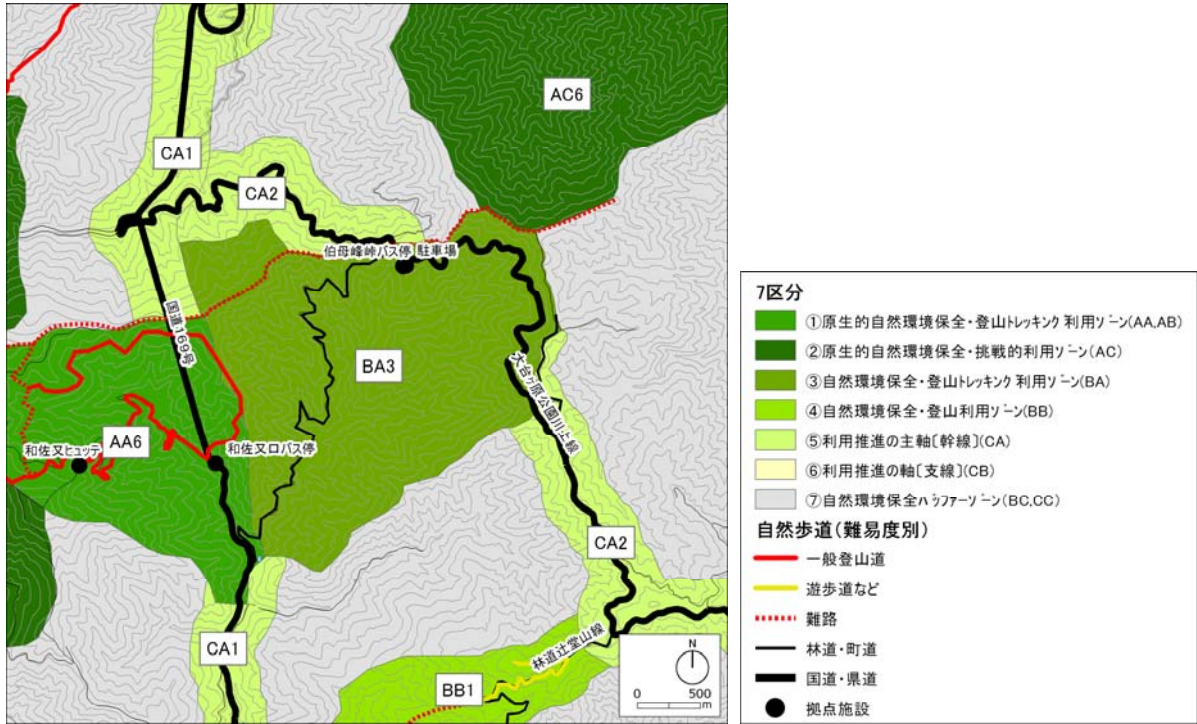


図 4-23 : 抽出地域 (BA3 : 伯母峰峠)

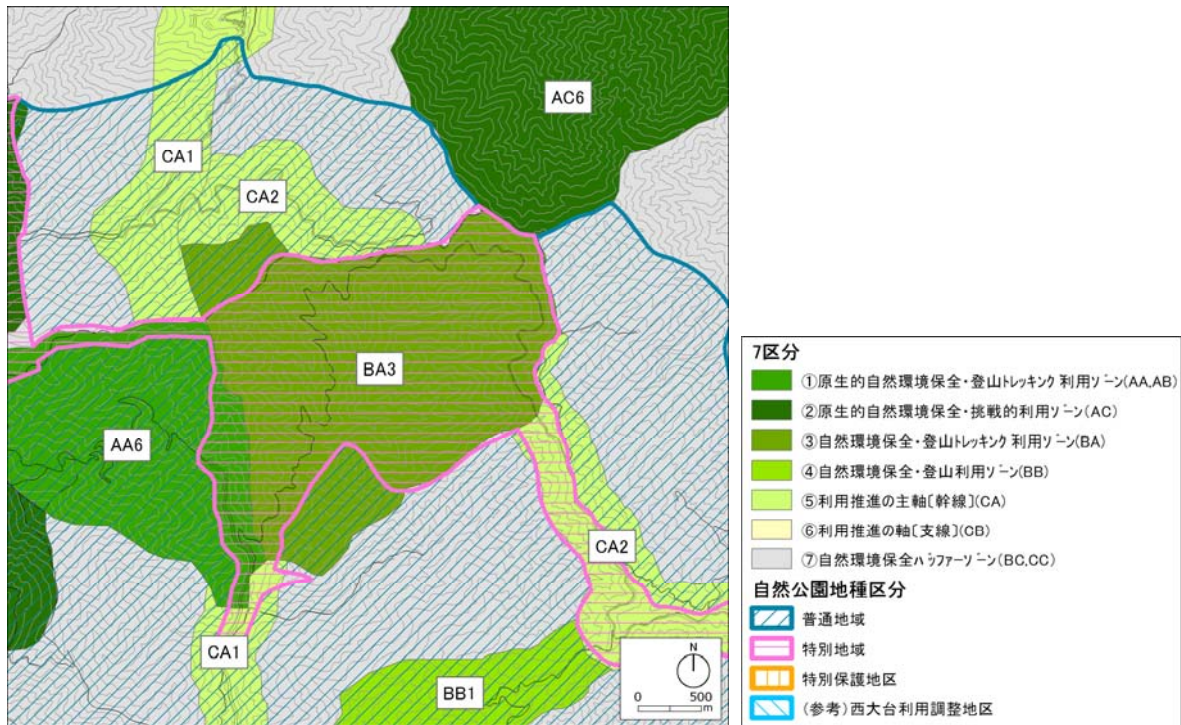


図 4-24 : 抽出地域 (BA3 : 伯母峰峠) と自然公園地種区分

2) 利用上の課題

当地域は、ブナやミズナラ、モミの自然林など貴重な自然環境が残されている上、傾斜も急ではないために利用のポテンシャルは高いと評価されるが、現在の主要な利用動線から外れているために活用されていない。特に大台林道については、林道に至る町道が一般車両通行止めであることから、あまり利用されていない。

3) 施設整備・管理水準の考え方

当地域においては、既存の道路基盤を活かしつつ、主要ルートとの交点に案内板等の設置、拠点施設における情報提供等により対象地域の魅力を発信し、トレッキング利用を中心とした利用を推進する。

(4) 自然環境保全・登山利用ゾーン

1) 地域概要と利用者の特性

「自然環境保全・登山利用ゾーン」としては、辻堂山周辺、逆峠周辺、木和田大台ヶ原線等が抽出された。当地域は、貴重な自然環境を残しつつ、アクセス性も比較的良い地域といえる。また、対象地域の利用の中心地となっている大台ヶ原山上と麓の集落（上北山村河合、小椽）を結んでおり、地域活性化を図るうえで重要な地域と位置づけられる。

なお、小処面から西大台利用調整地区に入山する場合には、麓（上北山村商工会）での事前レクチャーが可能となっているが、平成24年度までのレクチャー実施実績はない。

また自然公園の地種区分をみると、BB1：辻堂山周辺、BB2：逆峠周辺は普通地域に指定されているが、BB3：木和田大台ヶ原線、BB4：林道椽谷西ノ谷線は自然公園区域外となっている。

表 4-4：「自然環境保全・登山利用ゾーン」の主な抽出地域

| 主な抽出地域 | 地域の概要 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| BB1：辻堂山周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・サワグルミの自然林、シイ・カシ二次林等が分布。 ・辻堂山への登山道は難路とされる。 ・林道辻堂山線は大台ヶ原ヒルクライムのコース。 ・西原集落及び林道を拠点とした利用が想定。 |
| BB2：逆峠周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・逆峠、クラガリ峡谷、闇り岐等を含む範囲。 ・植生区分数が多く多様性が高い。 ・ブナの自然林あり。 ・小処温泉、大台ヶ原山上駐車場を拠点とした利用が想定。 |
| BB3：木和田大台ヶ原線 | <ul style="list-style-type: none"> ・木和田から林道小処線終点の区間。 ・植生区分数が多く多様性が高いが、急傾斜地で脆弱性が高い。 |
| BB4：林道椽谷西ノ谷線 | <ul style="list-style-type: none"> ・椽谷谷流域。 ・植生区分数が多く、多様性が高い。 ・周辺にツガやブナの自然林あり。 ・急傾斜地で脆弱性が高い。 ・林道は登山口につながっており、又剣山、竜口尾根を経て笹ノ峰にいたる。 ・林道を軸とした利用を想定。 |

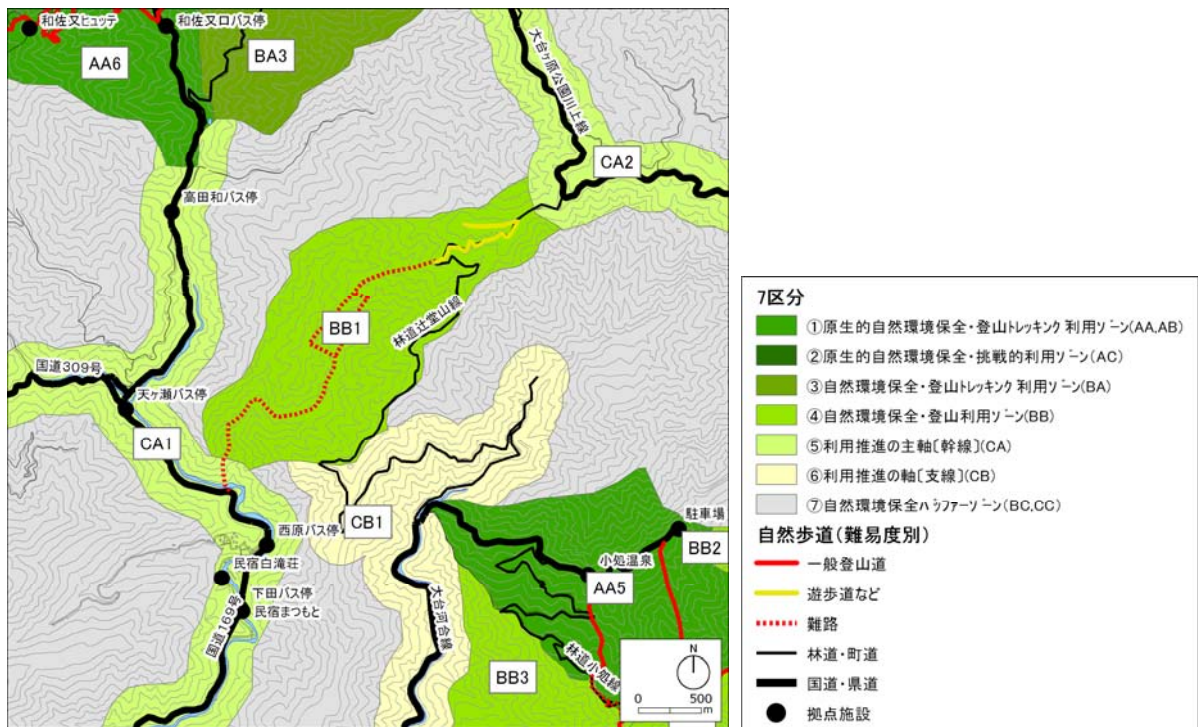


図 4-25 : 抽出地域 (BB 1 : 辻堂山周辺)

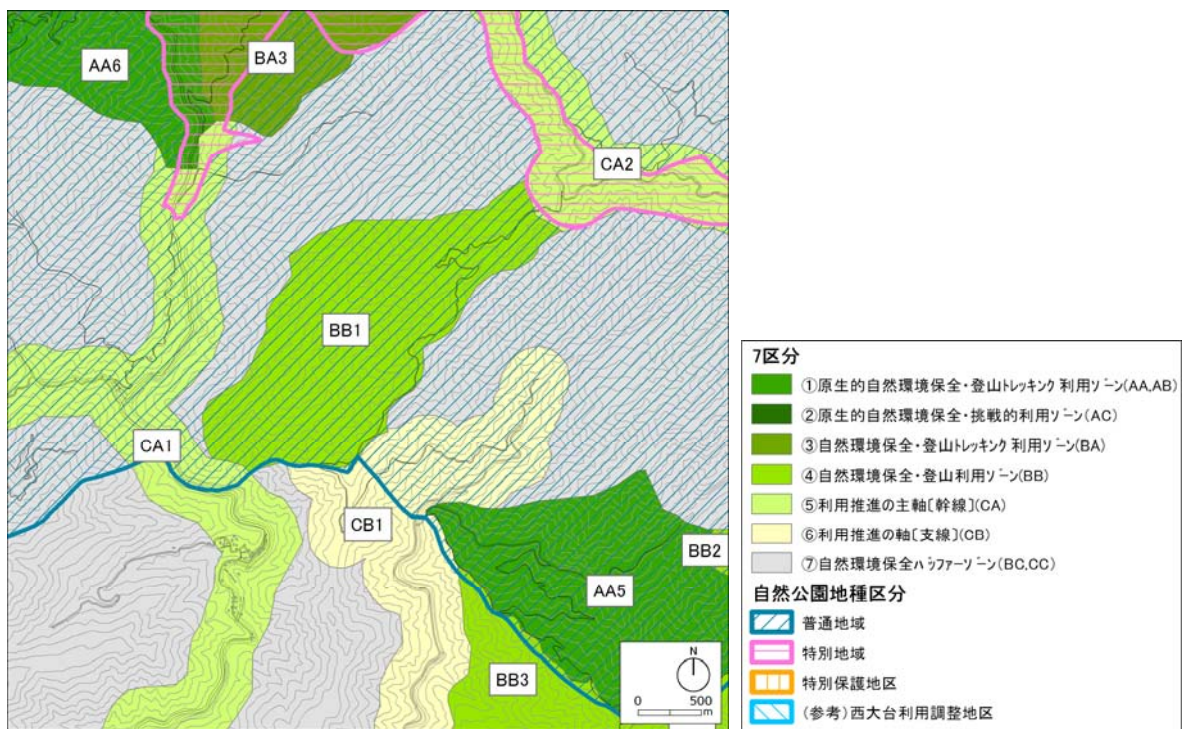


図 4-26 : 抽出地域 (BB 1 : 辻堂山周辺) と自然公園地種区分

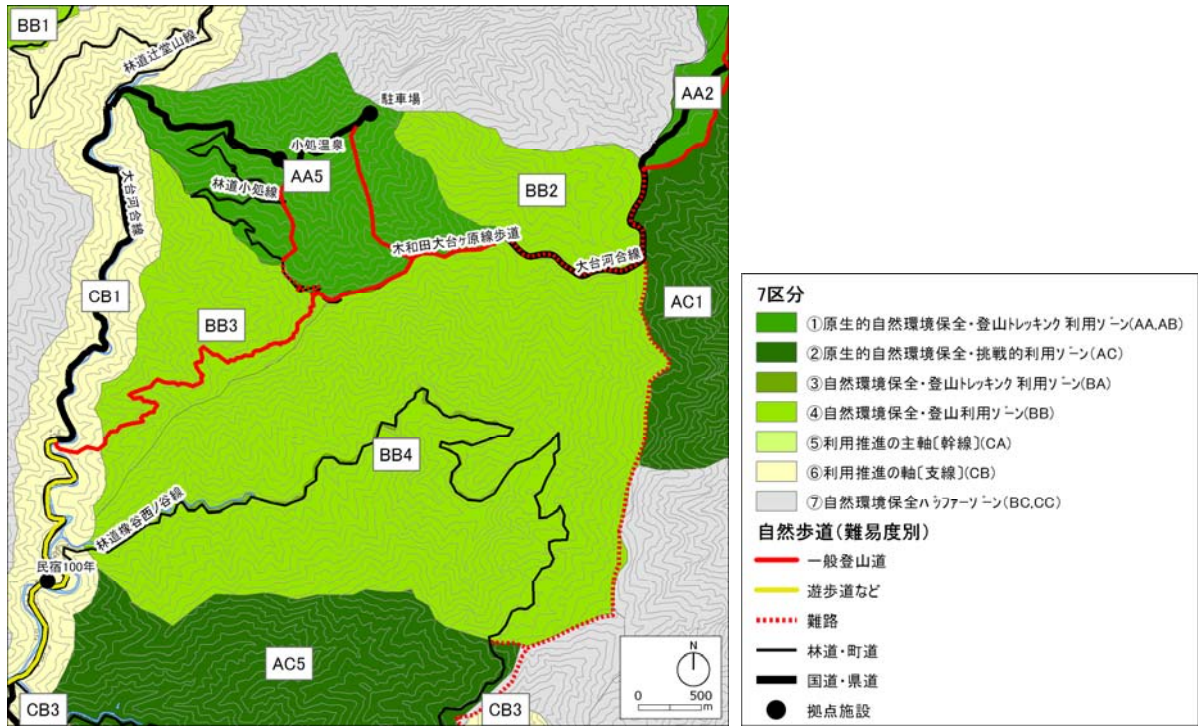


図 4-27 : 抽出地域 (BB 2 : 逆峠周辺、BB 3 : 木和田大台ヶ原線、BB 4 : 林道椽谷西ノ谷線)

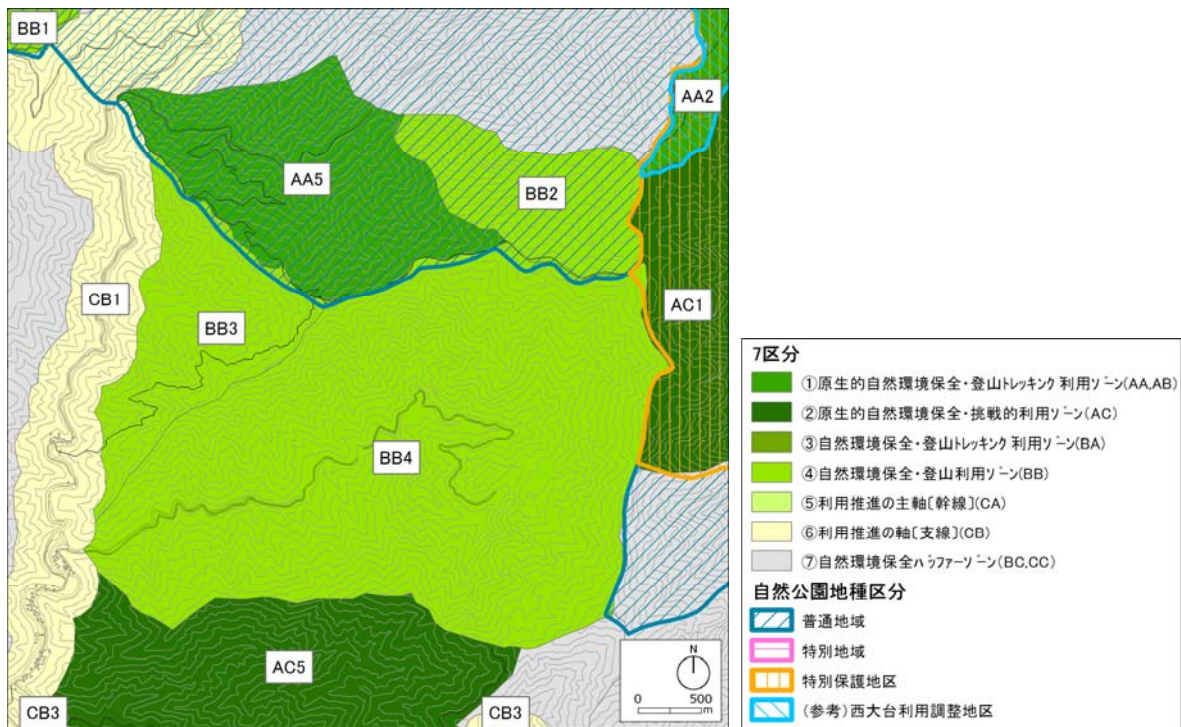


図 4-28 : 抽出地域 (BB 2 : 逆峠周辺、BB 3 : 木和田大台ヶ原線、BB 4 : 林道椽谷西ノ谷線) と自然公園地種区分

2) 利用上の課題

辻堂山への登山道や木和田線は、急傾斜が多く、登山道の脆弱性が高いため、地形に応じたきめ細かな整備が必要となる。

3) 施設整備・管理水準の考え方

自然環境の多様性を保全しつつ利用を促進するため、自然環境に負荷を与えない工法を選択して歩道整備を図る。

当地域においては、大台ヶ原山上と麓の集落とのネットワークを強化すべく、麓の拠点施設における情報提供、案内標識や解説版の設置等を図る。

(5) 利用推進の主軸（幹線）

対象地域の主要な利用軸となっている国道、県道周辺地域を「利用推進の主軸（幹線）」と位置づけた。具体的には国道 169 号、県道 40 号大台ヶ原公園川上線、県道 224 号大台大迫線等が挙げられる。

当地域には、宿泊施設、温泉施設、バス停等がある。

表 4-5：「利用推進の主軸（幹線）」の主な抽出地域

| 主な抽出地域 | 地域の概要 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|
| CA1：国道 169 号 | 大阪、奈良市方面からの主要ルートとなる国道。 集落、バス停、宿泊施設等、拠点施設が集中。 |
| CA2：県道 40 号大台ヶ原公園川上線 | 169 号分岐から大和谷周辺。 山上へのメインルートである大台ヶ原ドライブウェイは、尾根を縦断するため、眺望良好。 |
| CA3：県道 224 号大台大迫線 | 釜ノ公谷吊り橋以西の区間。 筏場大台ヶ原線への起点となる駐車場や入之波温泉あり。 |
| CA4：県道 53 号大台ヶ原線 | 国道 442 号交点から宮川第三発電所の区間。 宮川添いを走り、大杉峡谷登山口へのメインルート。 |

(6) 利用推進の軸（支線）

対象地域の利用の軸となりうる県道、町道周辺地域を「利用推進の軸（支線）」と位置づけた。具体的には県道 226 号大台河合線、町道大台線等が挙げられる。

当地域には集落やバス停があるが、一部に通行止め区間があることに注意が必要である。

表 4-6：「利用推進の軸（支線）」の主な抽出地域

| 主な抽出地域 | 地域の概要 |
|-------------------|------------------------------------------------------|
| CB1：県道 226 号大台河合線 | 小椽と河合を結ぶ県道。 拠点施設として小処温泉有り。 |
| CB2：町道大台線 | 国道 42 号交点から千尋峠の区間。 大台林道へと直結するが、千尋峠より先は一般車両は通行止め。 |
| CB3：県道 228 号東川河合線 | 大台河合線交点から荒谷周辺区間。 沿線の登山口から又剣山、竜口尾根を経て笹ノ峰にいたるルートあり。 |

(7) 自然環境保全バッファゾーン

「自然環境保全バッファゾーン」とは、主要な利用ルートから外れた山間部であり、上記の(1)から(6)までの抽出エリアの緩衝地域としての役割を想定する。

当地域は、傾斜度が高く、登山道のネットワークがなされていないため、利用は限定的である。また自然環境が脆弱である区域を含み、利用を促進することは困難と考えられる。

当地域においては、既整備の歩道の補修を図ることにより、利用者の安全性に配慮する。